

# 社会福祉法人いずみ会 個人情報取扱内部規定

## 第1章 総則

(閲覧権限の範囲)

第1条 全職員とする。

(修正権限の範囲)

第2条 全体は理事長、事務局長とする。第4条、第6条、第7条、第8条、第9条は施設長とする。

## 第2章 序章

第3条 用語の定義とガイドライン、ガイダンスからの抜粋

- (1) 個人番号とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (2) 特定個人情報とは個人番号を含む情報とする。
- (3) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。写真、動画、音声を含む。
- (4) 個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- (5) 特定個人情報データベース等とは、個人番号を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- (6) 単独個人情報ファイルとは、データベースに属さない個人情報をその内容に含む電子ファイルをいう。
- (7) 単独特定個人情報ファイルとは、データベースに属さない個人番号をその内容に含む個人情報電子ファイルをいう。
- (8) 特定個人情報管理区域とは、事務室、支援室等で他の職員からの視線や動線を考えて床にテープを張り、許可を受けた職員以外が入れない箇所をいう。

事業者は、特定個人情報等の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、事務取扱担当者を明確にしておく必要がある。

これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

また、取扱規程等を策定し、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。

事業者は、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要がある。

- A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- B 特定個人情報等の範囲の明確化
- C 事務取扱担当者の明確化

### 第3章 組織的安全管理措置

#### 第4条 個人番号を取り扱う事務の範囲

職員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務とする。

#### 第5条 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

- (1) 入社時、その後、3年に一度は研修を行い、ガイドライン、ガイダンス、基本方針、取扱規程の説明を行う。
- (2) 情報漏えいが疑われるときの担当者は施設長とする。

#### 第6条 人的安全管理措置

- (1) 特定個人情報を取り扱うものは、施設長（職員の特定個人情報のみ）、課長（職員と利用者の特定個人情報）のみとする。
- (2) 郵便物の開封を行えるのは、特定個人情報管理区域内で、施設長と課長と事務担当1名の計3名のみとする。

#### 第7条 物理的安全管理措置

- (1) 郵便ポストには施錠をする。
- (2) 職員の特定個人情報を含む書類は、直ちに施設長か課長が預かり、本人のみがカギをもつロッカーにしまう。
- (3) 利用者の特定個人情報を含む書類は、直ちに課長が預かり、課長のみがカギをもつロッカーにしまう。

- (4) 特定個人情報を含む書類やPCを扱う場合は、背後からの視線や職員の動線を考え、事務室を施錠したうえで、事務室で行う。
- (5) 個人情報を含む書類を扱うときは、利用者等からの視線と動線を遮る。

#### 第8条 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- (1) 施設長は、特定個人情報を含む書類やPCは施設長のみがカギをもつロッカーにしまう。
- (2) 課長は、利用者の特定個人情報を含む書類やPCは課長のみがカギをもつロッカーにしまう。

#### 第9条 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

- (1) 暗号化USBを使用する。
- (2) 施設内の非暗号化USBを最小にする。スキャナーによるPDF変換以外に非暗号化USBを使わない。非暗号化USBの数は1個にし、つど内容を消去する。

#### 第10条 技術的安全管理措置

- (1) 特定個人情報データベース等は、作成しない。
- (2) 個人情報データベース等に、個人番号を含めない。
- (2) 個人情報を含む電子ファイルのメールのやり取りの際には、パスワードによる暗号化を行う。
- (3) 単独特定個人情報ファイルには、パスワードをかける。(作成は認める)

### 附則

この内部規程は、平成30年7月26日から施行する。